

## 論点に対する回答

省 庁 名	総務省、法務省、経済産業省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>本年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、会計手続き等の行政内部手続きについても書面・押印・対面の見直しが求められている。</p> <p>従来の紙の書類に基づいた国の契約事務の見直しを進めるにあたって、民間事業者の間で利用が広がりつつあるサービス提供事業者が利用者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う電子契約サービス（以下、「クラウド型電子署名サービス」という。）を用いることが可能となれば、国の契約事務のデジタル化が一段と促進されると考えられる。</p> <p>また、7月17日付で公表された、「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&amp;A」では、クラウド型電子署名サービスであっても、当該サービスの内容を踏まえ、利用者が電子署名を行ったと評価することができるのであれば、電子署名及び認証業務に関する法律（以下、「電子署名法」という。）第2条第1項の電子署名に該当するとされた。もっとも、具体的にどの事業者のサービスがそのような要件を満たすものであるかは、明らかにされていない。国や地方公共団体が、クラウド型電子署名サービスを安心して活用するためには、制度所管府省が、どのサービスが要件を満たすかを何らかの形で明らかにすることが必要である。</p> <p>（参考）契約事務取扱規則では、契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わる措置は、電子署名法第2条第1項の電子署名とすると規定されている。</p> <p>&lt;論点&gt;</p> <p>① クラウド型電子署名サービスについて、具体的にどのような事業者のサービスがあると承知しているか。</p> <p>② クラウド型電子署名サービスが電子署名法第2条の要件を満たすかどうかについて、個社からグレーゾーン解消制度の提案などがなされていると聞いている。当該提案に対する対応方針について回答願いたい。</p> <p>③ サービス利用者の法的な不透明性の解消や利便性の向上の観点から、電子署名法第2条第1項の要件を満たすクラウド型電子署名サービスをリスト等で明示すべきではないか。なお、商業登記につい</p>

では具体的に利用可能なサービスがウェブサイト上でリスト化されている。

- ④ 電子署名法に関連して、9月4日付で公表された「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（電子署名法第3条関係）」（以下、「第3条Q&A」という。）においても、実務上適切な運用を行うためには、次の点につき確認したいとの声があるため、この際、念の為ご回答いただきたい。

- ・ 電子署名法第3条の適用を受けるためには、電子署名サービスを提供する事業者は署名者の実在性（「どこの誰であるのか」）を担保する「身元確認」の機能を有することが必要であるとの見解もみられる（身元確認必要説）。第3条Q&Aは当該サービスが十分な水準の固有性を満たしていることが必要であり、その例として利用者が2要素による認証を受けなければ措置を行うことができない仕組みが備わっているような場合を一例として示しているに過ぎないのであり身元確認必要説や2要素認証が必須との見解を採用しているものではないと思われるが、第3条Q&Aを作成した省の考えを明らかにされたい。

## 【回 答】

①

・ 電子署名法第2条第1項の電子署名には、同法2条1項への該当に加え、同法第4条以下の規定に基づき認定され、一定の期間ごとに認定基準に基づく運用がなされていることが主務大臣により確認されている認証業務（以下「認定認証業務」という。）に係る電子署名や、利用者が当該事業者のサーバにリモートでログインした上で利用者自らの署名鍵で措置（電子署名）を行ういわゆるリモート署名、本論点において「クラウド型電子署名サービス」と定義されているサービスなど、様々な電子署名が含まれ得る。

・ 認定認証業務に係る電子署名については、現在、株式会社日本電子公証機構の「株式会社日本電子公証機構認証サービス iPROVE」、セコムトラストシステムズ株式会社の「セコムパスポート for G-ID」など、9つのサービスが存在する。

・ いわゆる「リモート署名」については、セコムトラストシステム社の「セコムあんしんエコ文書サービス」、GMO グローバルサイン HD 社の「PDF 電子印鑑エンジン」、ワンビシアーカイブズ社の「WAN-Sign」※、アドビ社の「Adobe Sign」※があると認識している。

※「クラウド型電子署名サービス」としても利用可能

・お尋ねの、いわゆる「クラウド型電子署名サービス」については、ドキュサイン・ジャパン社の「eSignature」及び「EU advanced」、弁護士ドットコム社の「クラウドサイン」、GMO グローバルサイン HD 社の「GMO 電子印鑑 Agree（契約印プラン）」、サイトビジット社の「NINJA SIGN」等があると認識している。

・なお、上記のうち、「リモート署名」及び「クラウド型電子署名サービス」として列挙したものは、あくまで3省がそれぞれのサービス類型に該当し得るサービスとして現時点で認識しているものであり、これらのサービスの電子署名法第2条第1項への該当性について判断したものではない。

②

・事業者より事前の相談を受けたグレーゾーン解消制度の担当部署から相談はなされているところであり、現時点で照会書は提出されていないが、照会書が接到した場合には適切に対応してまいりたい。

・仮に照会書が接到した場合においても、個社のサービス詳細や内部事情に即し関係省庁が整理した内容について、公表前に公開の場で共有することは差し控えたい。

③

・電子署名法第2条第1項で示しているのはあくまで定義であり、これを満たすものは、論点①でお尋ねのサービスに限らず全て電子署名法上の電子署名であるとの扱いを受ける。また、電子署名法は外国でサービスを提供する外国事業者についても排除していない。このため、電子署名法所管3省において、国内外のサービスについて悉皆性を担保しながら把握することは極めて困難であり、仮にリストを作成した場合は、特定の個社を優遇するような公平性・合理性を欠くものとなるおそれがある。

・一方、事業者が新事業を行う（以下「新事業活動」という。）際に、その実施しようとする新事業活動に関する規制法令の解釈及び適用について、グレーゾーン解消制度を活用して確認を行うことができる。そのため、当該制度を活用して、個社から第2条第1項の該当性について確認を求められた場合には、当該制度の趣旨・要件に則って適切に回答してまいりたい。

・また、商業登記において、登記申請書情報についての電子証明書としては、商業登記電子証明書、公的個人認証電子証明書、又は認定認証事業者による電子証明書のみを対象としている（商業登記規則第102条第3項）。他方、一定の添付書面情報の作成者についての電子証明書としては、これらに加え

て、認定認証事業者ではない事業者（以下「その他の事業者」という。）による電子証明書の一部も対象とすることとし（同条第4項及び第5項の各第2号）、法務省ホームページにおいて具体的に掲載している。これは、商業登記が会社等の重要事項を公示するものであることから、添付書面情報につき、その重要性の程度に応じ、かつ、あらかじめその他の事業者から申出を受け、円滑に登記申請の審査を行うことができることなどを確認した上で、その他の事業者の電子証明書を用いることを可能としたものである。

・電子署名法第2条第1項については、規制改革実施計画に基づき、7月17日付けで当該条項の解釈に関するQ&Aを公表し、一定の要件を満たすものについては「クラウド型電子署名サービス」であっても同項の電子署名の定義に該当し得ることについて、既に明らかにしたところである。御指摘のようなリストの作成は、利便性の向上等に資する選択肢の一つと考えるが、各契約手続等において、どのような電子署名であれば本人確認等の手段として適当であると考えられるかは、各契約手続等を所掌する部署等が、当該手続等が必要とする本人確認レベルや既存のシステムとの技術的な整合性等を踏まえて判断すべき事柄であり、リスト等についても、必要性があるのであれば、当該判断に基づいて、当該部署等が示すことが適当と考える。

#### ④

・第3条Q&Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、電子署名サービスの利用者と電子文書の作成名義人の同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めている。しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、電子文書の作成名義人の意思に基づき電子署名が行われたことが必要であり、これを担保する手段の1つとして身元確認がされているものと考えられる。利用者間でどの程度の身元確認を行うかはサービスを利用して締結する契約の重要性の程度等を考慮して決められるべきものと考えられる。

・2要素認証については、御指摘のとおり十分な水準の固有性を満たすための措置の例であり、同レベル又はそれ以上の固有性を満たす措置が他に存在するのであれば、これを排除するものではないが、電子署名法第3条においては「これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理すること」と規定されていることに留意されたい。

・あるサービスが電子署名法第3条に規定する電子署名に該当するか否かは、個別の事案における具体的な事情を踏まえた裁判所の判断に委ねられるべき事柄である。